

こだいら健康増進プランの計画期間の延長及び次期プラン策定の基本方針の変更について

(令和3年12月9日決定)

平成29年度に策定した健康増進計画「こだいら健康増進プラン～広げよう、元気のわ！」(以下、「現行市健康増進プラン」という)は、計画期間が令和4年度までの6年間で、(仮称)第2次こだいら健康増進プラン(以下、「次期市健康増進プラン」という。)を、令和3年度及び令和4年度の2年度で策定する方針であった。

この度、国の「21世紀における国民健康づくり運動(第2次)(以下、健康日本21)」の計画期間が延長されたことに伴い、東京都の「東京都健康推進プラン21(第2次)」の計画期間も1年延長されることとなった。このことから、現行市健康増進プランについても、その計画期間を1年延長するとともに、次期市健康増進プランの策定時期を令和5年度までとし、令和6年度から次期市健康増進プランを開始することとする。

1 現行市健康増進プランにおける国及び東京都の計画との関係

現行市健康増進プランは、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に位置付けられる計画として、国の「健康日本21」及び東京都の「東京都健康推進プラン21(第2次)」との整合を図り策定している。次期市健康増進プランも、国及び東京都の計画と整合を図って策定するよう、求められている。

2 国の健康日本21の状況

国は、医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、平成30年度より医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画(以下、「医療費適正化計画等」という。)の見直し時期を一致させて、令和6年度からそれぞれの次期の計画期間が開始される。このことを踏まえ、国は、自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するため、医療費適正化計画等と健康日本21の計画期間を一致させることとし、健康日本21の計画期間を医療費適正化計画等の見直し時期に合わせて1年間延長し、平成25年度から令和5年度の11年間とすることとした。次期の国民健康づくり運動プランについても令和6年度から開始することとした。

3 東京都の健康推進プランの状況

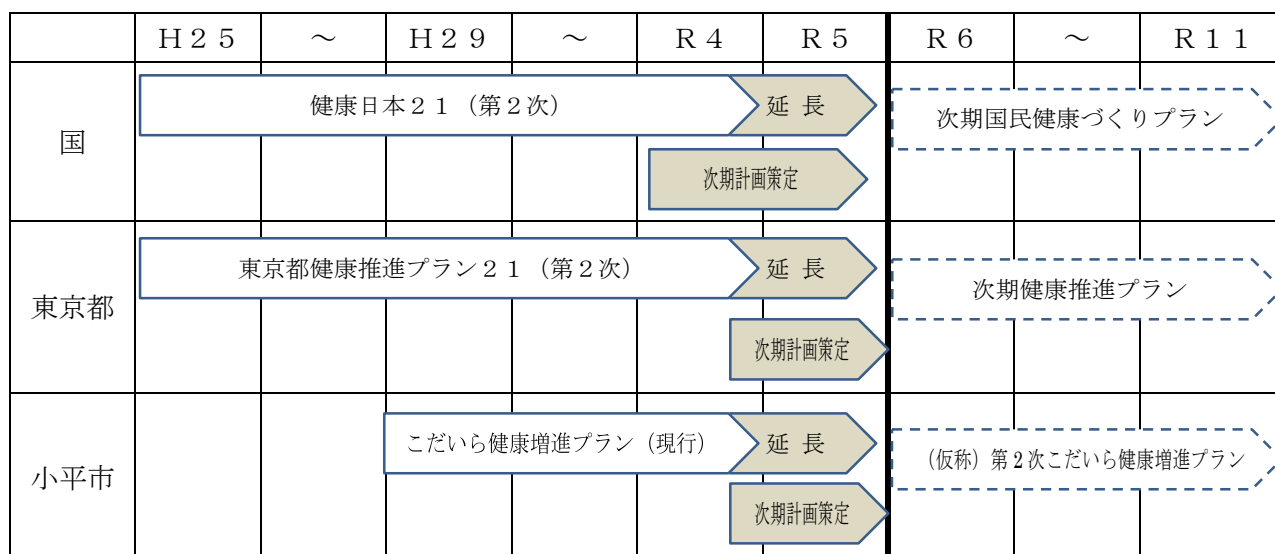
東京都は、上記の国の計画の状況を踏まえ、東京都の関連計画と調和のとれた指標設定及び施策展開を行うため、現行の東京都健康推進プラン21(第2次)の計画期間を1年延長し、平成25年度から令和5年度の11年間とすることとした。次期の健康推進プランについても、国と同様、令和6年度から開始することとした。

4 現行市健康増進プランの計画期間の延長及び次期市健康増進プランの策定時期の変更

次期市健康増進プランを策定するに当たっては、国の基本方針、及び国と東京都の次期計画等を踏まえて検討する必要があるため、国及び東京都と同様に、現行の市健康増進プランの計画期間を1年延長して平成29年度から令和5年度までの7年間とするとともに、令和5年度に次期市健康増進プ

ランを策定し、令和6年度から計画を開始することとする。

なお、次期市健康増進プランの策定に係るこのほかの事項については、令和3年5月に定めた（仮称）第2次こだいら健康増進プラン策定の基本方針のとおりとする。



5 計画対象期間

次期市健康増進プランの計画対象期間は、原則、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。ただし、国及び東京都の次期計画の策定状況により変更する場合がある。

6 計画策定スケジュール概要（案）

	健康増進計画検討委員会、市民参加	事務局・庁内
3年 4月		
5月		計画策定方針決定
6月	市民委員公募（市報6月20日号）	
7月	公募委員の決定	計画策定調整会議① W.T（適宜開催）
8月	検討委員会①（検討スケジュール）	
9月	健康意識調査の実施（郵送）	
10月		
11月		
12月		
4年 1月		
2月		計画策定調整会議②
3月	検討委員会②（健康意識調査結果報告）	調査報告書の製本・印刷
4年 4月		
5月		
6月		
7月		
8月		計画策定調整会議③
9月	検討委員会③	
10月		
11月		

12月		
5年1月		
2月		計画策定調整会議④
3月	検討委員会④（計画骨子の検討）	
5年4月		計画策定調整会議⑤
5月	検討委員会⑤	
6月		計画策定調整会議⑥
7月	検討委員会⑥	
8月		計画策定調整会議⑦
9月	検討委員会⑦	
10月		計画策定調整会議⑧
11月	検討委員会⑧（計画素案について）	
12月	パブリックコメントの実施	計画策定調整会議⑨
6年1月	検討委員会⑨（計画案について（報告））	
2月		
3月		計画策定、計画書の製本・印刷

※スケジュールについては、計画策定の進捗状況により変更の可能性がある。